

SOFTIC 判例ゼミ 2022 第7回発表者雑感

- ・ 現在のSaas型のソフトウェアサービスの状況をふまえると、容易に潜脱が可能であり、硬直的な属地主義ではなく、実質的かつ全体的な判断により解釈するという、知財高裁の枠組みについては賛成の意見も多かった。
- ・ 他方で、知財高裁が掲げた個別の規範の内容・射程については疑義があるとの意見もあった。
- ・ 本事案により、現在控訴中の関連事件への影響もあるとは思われるが、システム特許との違いもあり、必ずしも直ちに影響するということではないのではないかという意見もあった。
- ・ 個別の解釈での解決もありえるが、根本的には立法にて解決すべきとの意見もあった。
- ・ 権利一体の原則、属地主義が厳格に求められる特許と異なり、著作権においては、主体論をはじめ柔軟な判断枠組みが示されることがあり、国ごとの登録を前提とし調整が必要である特許との違いは顕著であるとの意見もあった。
- ・ FM信号復調事件、サンゴ礁事件との比較は、国際的な係争についての検討の流れを整理する上で大変有用であった。また、(当たり前ではあるが)特許については、クレイムをどのように記載するかにより権利範囲・強さに影響することが改めて実感される事案であると感じられた。時代や技術の変化に対し、現行法のもとでどのように対応することができるのかという一般論的命題がまさにあてはまる事案であり、様々な調整等が必要な難しい問題である(当事者としても特許戦略が求められる)と感じられた。関連裁判例の帰趨も含め注目していきたい。

以上